

広島市南区選挙管理委員会告示第4号  
令和8年1月27日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田憲悟

期日前投票所開設場所	所在地	期間
広島市南区役所4階 4-1、4-2、4-3 会議室	広島市南区皆実町 一丁目5番44号	令和8年1月28日から2月7日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9番地先	令和8年2月3日から5日まで (午前10時から午後8時まで)